

平成 25 年度第 1 回総社市子ども・子育て会議 次第

日時 平成 25 年 7 月 9 日 (火) 午後 1 時 30 分～

場所 総社市保健センター2 階保健指導室・集団指導室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員紹介

4 会長・副会長の選出について

5 協議事項

(1) 子ども・子育て支援新制度について

(2) 次世代育成支援行動計画（後期計画）の取り組みについて

(3) ニーズ調査の実施方法について

(4) その他

平成25年7月9日開催 第1回総社市子ども・子育て会議 出席者配置図

出入口

・傍聴席

・報道席

矢吹委員

○

中島委員

○

福光委員

○

鎌田委員

○

角田委員

○

山本裕委員

○

貝原委員 ○

松森委員 ○

服部委員 ○

山本章委員 ○

林委員 ○

近藤委員 ○

○ 石原和委員

○ 吉澤委員

○ 石原功委員

○ 水嶋委員

○ 浅尾委員

○ 川口委員

○ 片岡市長



○東課長

○松川部長

○河相課長

○安信係長



○岸越主幹

○松本主査

○三橋係長

○小原課長補佐

○高橋主任

出入口

総社子ども・子育て会議委員名簿

区 分	所 属	役 職	氏 名
学識経験を有するもの (条例第3条第1号)	岡山県立大学	准教授	近藤 理恵
	くらしき作陽大学	教 授	林 直人
公募委員(条例第3条第4号)	公募委員	子育て当事者	山本 章江
各種関係団体の代表者 (条例第3条第2号)	総社市保育協議会	会 長	服部 剛司
	保育所PTA代表者	清音保育園PTA代表	古屋 洋平
	総社市幼稚園長会	会 長	松森 玲子
	幼稚園PTA代表者	阿曾幼稚園PTA会長	貝原 章文
	総社北小学校区放課後児童クラブ	運営委員長	矢吹 雄三
	総社市社会福祉協議会	事務局長	佐野 裕二
	NPO法人 保育サポート あい・あい	理事長	中島久美子
	子育て応援こっこ	代 表	福光 節子
	親子クラブ代表	キリンキッズ会長	鎌田佐千代
	総社市民生委員児童委員協議会	主任児童委員副部長	角田ヒロミ
	吉備医師会	会 員	山本 裕子
	総社市愛育委員協議会	会 長	山下 芳枝
	総社商工会議所	事務局次長	石原 和則
	総社吉備路商工会	会 長	吉澤 威人
総社地区労働福祉協議会	議 長	石原 功治	
関係行政機関の職員 (条例第3条第3号)	岡山県備中保健所	課 長	水嶋 明子
	倉敷児童相談所	所 長	浅尾 茂樹
	倉敷中央公共職業安定所総社出張所長	所 長	川口 浩

(敬称略)

事 務 局	教育委員会	教育次長	松尾 一夫
	学校教育課	課 長	東 長典
	学校教育課 幼稚園担当	指導主幹	岸越 緑
	保健福祉部	部 長	松川 伸治
	保健福祉部こども課	課 長	河相 祐子
	保健福祉部こども課	課長補佐	小原 純
	母子保健係	係 長	三橋 典子
	母子保健係	主 査	松本 優子
	子育て支援係	係 長	安信 邦彦
	児童保育係	主 任	高橋 伸悟

総社市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成25年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第10号

総社市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条及び総社市子ども条例(平成21年総社市条例第28号)第22条の規定により、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進等について、調査審議するため、総社市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 総社市子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、次世代の子どもが健やかに育つ環境づくりの推進に関する事。

(組織)

第3条 会議は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、当該職にある期間とする。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1(第2条,第3条関係)				別表第1(第2条,第3条関係)			
職名	区分	報酬		職名	区分	報酬	
		日額	月額		年額	日額	月額
略				略			
家庭児童相談員			111,000	家庭児童相談員		111,000	
子ども・子育て会議委員		5,900					
略				略			

総社市子ども・子育て会議の運営に関する規則をここに公布する。

平成25年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第3号

総社市子ども・子育て会議の運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市子ども・子育て会議条例（平成25年総社市条例第10号）第5条の規定に基づき、総社市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、会議を代表し、会議の事務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長又は市長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(専門研究部会)

第4条 会議が所掌する事項について、専門的事項に関して調査審議する必要があるときは、専門研究部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会は、会議の委員をもって組織し、各部会に属する委員は会長が指名する。

3 部会には、部会長を置き、部会の会議は部会長が招集する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

総社市子ども・子育て会議 認定こども園検討部会の設置について(案)

1. 設置

総社市子ども・子育て会議の運営に関する規則第4条第1項の規定に基づき、専門研究部会として認定こども園検討部会を置く。

2. 検討事項

認定こども園検討部会では、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供できる仕組みとして、幼保連携型認定こども園についての調査研究を検討する。
なお、具体的な検討に当たっては、必要に応じて委員以外の関係者の出席を得て行うことができる。

3. 庶務

部会の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

4. その他

上記のほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

総社市子ども・子育て会議
認定こども園検討部会名簿(案)

区分	所属	役職	氏名
学識経験を有するもの (条例第3条第1号)	岡山県立大学	准教授	近藤 理恵
	くらしき作陽大学	教授	林 直人
公募委員(条例第3条第4号)	公募委員	子育て当事者	山本 章江
各種関係団体の代表者 (条例第3条第2号)	総社市保育協議会	会長	服部 剛司
	保育所PTA代表者	清音保育園PTA代表	古屋 洋平
	総社市幼稚園長会	会長	松森 玲子
	幼稚園PTA代表者	阿曾幼稚園PTA会長	貝原 章文
	親子クラブ代表	キリンキッズ会長	鎌田佐千代

(敬称略)

事務局	教育委員会	教育次長	松尾 一夫
	学校教育課	課長	東 長典
	学校教育課 幼稚園担当	指導主幹	岸越 緑
	保健福祉部	部長	松川 伸治
	保健福祉部こども課	課長	河相 祐子
	保健福祉部こども課	課長補佐	小原 純
	子育て支援係	係長	安信 邦彦
	児童保育係	主任	高橋 伸悟

総社市子ども・子育て会議スケジュール(案)

		事業計画	会議及び検討内容	専門研究部会
25年度	7月		●第1回会議 (委員委嘱, 現行計画の評価・検証, ニーズ調査案)	
	8月	○ニーズ調査内容決定 ○ニーズ調査送付・回収		
	9月	◆ニーズ調査集計, 分析		
	10月		○「量の見込み」を検討	■第1回認定こども園検討部会 (必要に応じて開催)
	11月	◆地域の子育て支援団体・ NPO等へのヒヤリング調査		↓
	12月		○「確保方策」等を検討	
	1月		●第2回会議 (教育, 保育, 支援拠点事業の方向性, ニーズ調査のとりまとめ)	
	2月	◆計画素案の作成		■第2回認定こども園検討部会
	3月		◇「量の見込み」を県へ報告	
26年度	4月			
	5月		●第3回会議 (教育, 保育, 支援拠点事業の量の見込み)	
	6月		●第4回会議 (教育, 保育, 支援拠点事業の確保方策)	■第3回認定こども園検討部会
	7月		○6月議会で条例制定 ◇「確保方策」等を県へ報告	
	8月		●第5回会議 (事業計画案(事業量見込み, 確保方策等))	■第4回認定こども園検討部会
	9月		◇事業計画を県へ報告	
	10月		◇「量の見込み」, 「確保方策」に基づき, 認可・確認の準備	
	11月	◆計画最終案の作成		○27年度入所申込の開始
	12月		○パブリックコメントの実施 ↓ ※最終調整	↓
	1月		●第6回会議 (事業計画書の確認, 新制度への対応等)	
	2月			
	3月		◇事業計画書を県知事へ提出	

<業務内容等>

- 事務局による事務
- ◆事務局及び業者による策定作業
- ◇事務局による報告作業
- 子ども・子育て会議
- 専門研究部会